

## 財団法人日本バスケットボール協会 コーチライセンス制度

### <趣旨>

第1条 バスケットボール競技の振興と競技力向上を担うコーチの指導力向上及びコーチの組織化をはかるため、財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）は、財団法人日本体育協会（以下「日体協」という）及び都道府県バスケットボール協会（以下「都道府県協会」という）と一体となって「財団法人日本バスケットボール協会公認コーチライセンス制度」を制定する。

JBA加盟チームは、それぞれJBAが認定したコーチライセンス取得者を、コーチとしておくよう努めなければならない。また、配置されたコーチを、JBA、都道府県協会及び日体協が主催するコーチライセンス取得後の研修会等に参加させるよう努めなければならない。

### <目的>

第2条 本制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。

- (1) 多様なニーズに対応できるコーチを一貫したシステムにより養成し、その指導力の向上をはかること
- (2) バスケットボール競技の普及発展及び強化に即応するために、コーチの組織化をはかること。
- (3) コーチの位置づけと役割に応じたコーチライセンス認定を行い、社会的信頼を確保すること。
- (4) 海外のコーチライセンス制度との整合性をはかり、交流を促進すること。

### <コーチライセンスの種類と役割>

第3条 JBAが認定するコーチライセンスの種類と役割は、次のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ：トップリーグ（JBL、WJBL、bjリーグ）で指導する。
  - (2) JBA公認A級コーチ（日体協公認上級コーチ）：全国レベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。
  - (3) JBA公認B級コーチ（日体協公認コーチ）：ブロックレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる。
  - (4) JBA公認C-1級コーチ（日体協公認上級指導員）：都道府県レベルのチームにおいて、年齢、競技レベルに応じた技術指導にあたりるとともに、事業計画の立案など都道府県内のコーチの中心的な役割を担う。
  - (5) JBA公認C-2級コーチ（日体協公認指導員）：都道府県レベルのチームにおいて、年齢、競技レベルに応じた技術指導にあたる。
  - (6) JBA公認D級コーチ：地区レベルのチームにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた技術指導等にあたる。
  - (7) JBA公認E-1級コーチ：チームにおいて、基礎的な指導にあたる。
  - (8) JBA公認E-2級コーチ：チームにおいて、チームの引率にあたる。
2. コーチライセンスの種類が適用される公式競技大会の範囲は別に定める。

### ＜コーチの養成＞

第4条 JBA、日体協及び都道府県協会は、第3条第1項各号のコーチライセンス取得のため、次のコーチ養成講習会を実施する。

- (1) JBA公認S級コーチ養成講習会 (JBA)
- (2) JBA公認A級コーチ養成講習会 (JBA及び日体協)
- (3) JBA公認B級コーチ養成講習会 (JBA及び日体協)
- (4) JBA公認C級コーチ養成講習会 (都道府県協会及び都道府県体育協会)
- (5) JBA公認D級コーチ養成講習会 (都道府県協会)
- (6) JBA公認E級コーチ養成講習会 (都道府県協会)

2. 前項の各コーチ養成講習会は ( ) 内が担当する。

3. コーチ養成講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等の細目については、別に定める。

### ＜コーチライセンスの認定及び登録＞

第5条 コーチライセンスの認定及び登録は、次のとおりとする。

- (1) 第4条第1項各号で定めたコーチ養成講習会を修了し、所定の検定試験に合格した者にJBAがコーチライセンスを認定する。
- (2) 前号により認定されたコーチは、別に定める「コーチ登録規程」に基づきJBAに登録しなければならない。

### ＜リフレッシュ研修＞

第6条 第5条により認定及び登録されたコーチは、JBA公認E-1級コーチ及びJBA公認E-2級コーチを除き、別に定める「コーチ登録規程」に基づき、コーチライセンス取得後の研修会（以下「リフレッシュ研修」という）に参加しなければならない。

### ＜指導者育成委員会＞

第7条 JBA及び都道府県協会は、コーチ養成講習会の実施、コーチライセンスの認定及び登録、リフレッシュ研修の実施のため、次に定める指導者育成委員会を設置する。

- (1) JBA指導者育成委員会
- (2) 都道府県協会指導者育成委員会

### ＜指導者育成協議会＞

第8条 本制度の発展とその円滑な運営方策等について協議するために、次に定める協議会を設置する。

- (1) 全国指導者育成協議会  
各都道府県協会指導者育成委員会の委員長が出席し、本制度の発展とその円滑な運営方策等について協議する。
- (2) ブロック指導者育成協議会  
9ブロック毎に、各都道府県協会指導者育成委員会委員長が出席し、コーチ養成講習会の運営方法、リフレッシュ研修のブロック開催方法等について協議する。

### <コーチ委員会>

第9条 コーチライセンス取得者相互の親睦・研鑽、資質、指導力の向上及びバスケットボール指導活動の促進方策について協議するためにコーチ委員会を設置し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) バスケットボール競技の本質、指導に関する調査・研究
- (2) コーチ養成のためのカリキュラム開発
- (3) コーチライセンス取得者に対する研修
- (4) 海外のコーチ及び競技者養成システムの調査・研究
- (5) 上記各号の成果の公表

### <コーチライセンス取得者の権利>

第10条 コーチライセンス取得者には、次に掲げる権利を与える。

- (1) JBAが発信するコーチ向け情報の閲覧
- (2) JBA及び都道府県協会が実施する研修会等への参加
- (3) JBAが主催する競技会（全日本総合バスケットボール選手権大会、全日本大学バスケットボール選手権大会、全国高等学校バスケットボール選抜優勝大会、都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会）への入場（国際競技大会はその都度決定する）

但し、会場の安全確保のため入場制限を行う場合がある。

### <移行措置及び暫定措置>

第11条 本制度制定日以前にJBA公認コーチ認定を受けた者については、平成23年4月1日において自動的に本制度に移行するものとする。但し、日体協公認スポーツ指導者資格については、その資格を継続する。

2. 前項及びその他の移行措置、暫定措置については、別に定める。

### <制度の改廃>

第12条 本制度を改正又は廃止しようとするときは、理事会の過半数の賛成をもってこれを行なう。

### 附 則

1. 本制度は、平成23年4月1日から施行する。

## 財団法人 日本バスケットボール協会 コーチ登録規程

### <目的>

第1条 この規程は、財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という）コーチライセンス制度第5条に基づき、コーチ養成講習会修了者の認定・登録に関することについて定める。

### <登録義務>

第2条 所定のコーチ養成講習会を修了し、認定されたコーチは、コーチ登録をしなければならない。

### <登録手続き>

第3条 登録は、会員登録管理システム（TeamJBA）を利用して、所定の期間に個人で申請する。

2. JBA又は都道府県バスケットボール協会（以下「都道府県協会」という）は、申請された者が所定のコーチ養成講習会の修了者であることを確認し、会員登録管理システムにおいて承認する。

3. 承認された者は、所定の期間に定められた登録料を納める。

### <登録区分>

第4条 JBAにおけるコーチライセンス登録区分は以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ
- (2) JBA公認A級コーチ [財団法人日本体育協会 公認上級コーチ]
- (3) JBA公認B級コーチ [財団法人日本体育協会 公認コーチ]
- (4) JBA公認C-1級コーチ [財団法人日本体育協会 公認上級指導員]
- (5) JBA公認C-2級コーチ [財団法人日本体育協会 公認指導員]
- (6) JBA公認D級コーチ
- (7) JBA公認E-1級コーチ
- (8) JBA公認E-2級コーチ

### <登録料>

第5条 登録料は以下のとおりとする。

- (1) JBA公認S級コーチ 7,000円/年
- (2) JBA公認A級コーチ 6,000円/年
- (3) JBA公認B級コーチ 5,000円/年
- (4) JBA公認C-1級コーチ 4,000円/年
- (5) JBA公認C-2級コーチ 4,000円/年
- (6) JBA公認D級コーチ 3,000円/年
- (7) JBA公認E-1級コーチ なし  
(但し、初回登録時のみ事務手数料1,000円)
- (8) JBA公認E-2級コーチ なし  
(但し、初回登録時のみ事務手数料1,000円)

### <登録有効期間>

第6条 登録有効期間は、1年間（4月～翌年3月）とする。但し、JBA公認E-1級コーチについては4年間、JBA公認E-2級コーチについては有効期間を設けないものとする。

2. 前項の更新にあたっては、過去4年間のうちにJBA又は都道府県協会、日本体育協会が主催する研修会に参加し、所定のポイントを獲得しなければならない。
3. 有効期間内に、更新を行わない場合には、コーチライセンスを失う。但し、JBAが特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

### <リフレッシュ研修>

第7条 コーチライセンス取得者（JBA公認E-1級コーチ、JBA公認E-2級コーチを除く）は、JBA又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受講することによって、指導者としてのレベルアップに努めなければならない。また、リフレッシュ研修はポイント制とし、所定のポイントを獲得しなければならない。

2. ポイントの有効期限は4年間とし、更新の際に必要なポイントは2ポイントとする。但し、コーチライセンス取得後3回目の更新まではポイントの獲得を免除する。
3. リフレッシュ研修のポイントは以下のとおりとする。
  - (1) 1. 5時間の講習会：1ポイント
  - (2) 3時間の講習会：2ポイント
  - (3) JBA又は都道府県協会が指定する試合観戦及びレポート提出：1ポイント
4. 次の要件を満たすコーチは、ポイントが加算される。
  - (1) 各カテゴリー日本代表チームのコーチングスタッフ：1ポイント/年
  - (2) エンデバーコーチングスタッフ：1ポイント/年
  - (3) コーチ養成講習会及びリフレッシュ研修の講師：1ポイント/1回
  - (4) 過去4年間継続して任意のチーム指導に当たっていた場合：1ポイント/4年

### <海外コーチライセンス取得者>

第8条 日本以外の国でコーチライセンスを取得した者が、JBAが認定するコーチライセンスを希望する場合、JBA指導者育成委員会の審査を経て、相当する資格を認めるものとする。

2. 所定の登録料とは別に資格審査手数料5,000円を支払う。
3. 資格の更新については、第6条に従う。

### <登録抹消手続き>

第9条 登録を抹消する場合には、本人又は代理人から書面によって申し出るものとする。その際、登録料の返金は一切行わないこととする。

### <資格の失効>

第10条 以下の場合、登録が抹消され資格が取り消される。

- (1) コーチとしてふさわしくない行為があったと認められたとき
- (2) 登録料を納付しないとき
- (3) 更新の際に必要なリフレッシュ研修のポイントを獲得していなかったとき
- (4) 本人から書面による申し出があったとき

### ＜資格失効者の資格復活基準＞

第11条 資格の復活について、次の条件を全て満たす者について認める。

- (1) 資格有効期限を過ぎて4年以内の者であること
  - (2) JBA又は都道府県協会の定めるリフレッシュ研修を受け、必要なポイントを獲得している者。あるいは、それに相当する研修を受けている者
  - (3) 都道府県協会が今後の活動において、その指導者を特に必要と認める者であること
  - (4) 資格有効期限が切れた後も指導活動を継続しており、指導者として引き続き積極的に活動し、スポーツの普及・振興に貢献できる者であること
2. 資格の復活について、次の条件に該当する者は、資格の復活は認めない。
- (1) 本人の意思により資格を放棄した者
  - (2) 第10条(1)により資格を取り消された者
  - (3) 過去に資格復活申請を行ったことがある者
3. 資格有効期限を過ぎて4年以上経過している者でも次の条件に該当した場合、特例として資格復活を認めることがある。その場合、証明するものを添付すること。
- (1) 長期にわたり海外に滞在していた場合
  - (2) 長期にわたり入院あるいは社会復帰するためにリハビリテーションをしていた場合
  - (3) その他JBAが特に認めた場合
4. 資格復活に際し、審査料として5,000円を徴収する。但し、有効期限切れ後1年以内の者は徴収しない。

### ＜養成講習会修了者のうち未登録者の資格登録申請基準＞

第12条 コーチ養成講習会修了者のうち未登録者については、次の条件を全て満たす者についてコーチ登録を認める。

- (1) 修了年度より4年以内の者であること
  - (2) 都道府県協会が特に認めた者であること
2. 前項に含まれない事例が発生した場合は、JBAにおいて審査し決定する。

### ＜登録証の発行＞

第13条 JBAは、第3条の定めにより登録した者に対し、「登録証」を交付する。

### ＜補則＞

第14条 本規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

### 附 則

本規定は、平成13年4月1日から施行する。

本規定は、平成15年4月1日から施行する。

本規定は、平成21年4月1日から施行する。

本規程は、平成23年4月1日から施行する。

2011年2月16日  
財団法人日本バスケットボール協会

コーチライセンス制度改定に伴う移行措置・暫定措置について

### 1、登録料および有効期間

2011（平成23）年4月1日に施行される財団法人日本バスケットボール協会コーチ登録規程のうち、第5条登録料、第6条登録有効期間については、2013（平成25）年度より適用するものとし、2011（平成23）年度および2012（平成24）年度は、現行制度に従うものとする。

新資格名	日体協資格	登録料および登録有効期間	
		2011年度 更新登録者・新規登録者	2012年度 新規登録者
JBA公認A級コーチ	上級コーチ	5,000円/2年	2,500円/1年
JBA公認B級コーチ	コーチ	5,000円/2年	2,500円/1年
JBA公認C-1級コーチ	上級指導員	5,000円/2年	2,500円/1年
JBA公認C-2級コーチ	指導員	5,000円/2年	2,500円/1年
JBA公認D級コーチ	なし	10,000円/2年	5,000円/1年

### 2、リフレッシュ研修

リフレッシュ研修のポイントは2011年度開催のリフレッシュ研修からポイント制を導入し、付与することとする。（2010年度までに受講したリフレッシュ研修にはポイントを付与しない。）また、2015年度以降の更新にあたっては所定のポイントを獲得していることとする。

（2015年度の更新時には2011年度～2014年度の間に2ポイントを獲得していることが更新の必要要件となる。）